

お知らせ

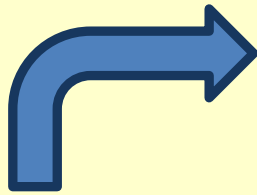
建築基準法施行規則が改正されました。

令和5年12月13日施行

- 法第43条第2項第1号認定制度の対象が拡大されました。

▼改正のイメージ

建築基準法第43条第2項第1号認定対象



従前

規模: 延べ面積200㎡以内
用途: 一戸建ての住宅

改正後

規模: 延べ面積500㎡以内(延べ面積の合計)
用途: イ「農道等の公共の用に供する道」の場合[※1]
⇒別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途[※2]以外
ロ「位置指定道路の基準に適合する道」の場合[※1]
⇒一戸建ての住宅・長屋・兼用住宅

- ※1 法第43条第3項により、条例で敷地等と道路との関係に関して制限を付加しているものは、認定の対象外
- ※2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの

詳細については、お問い合わせください。